医療安全管理指針

1. 目的

本指針は、プレモ在宅クリニック（以下「当院」という）における医療安全管理体制を確立し、医療の質と安全を確保することを目的とする。職員が医療事故防止及び再発防止に取り組むための基本方針を定め、全職員に周知徹底を図る。

2. 基本方針

1. 医療の安全を確保することを最優先とし、すべての職員が安全文化の醸成に努める。
2. 医療事故の未然防止および発生時の迅速な対応を図る。
3. 職員の教育・研修を通じて医療安全に対する意識と知識の向上を図る。
4. 医療安全に関する情報を共有し、組織としての改善を継続的に行う。

3. 医療安全管理体制

1. 医療安全管理責任者
   医療安全管理に関する全般的な責任を負い、事故防止及び再発防止のための取り組みを統括する。
   - 医療安全管理責任者：院長
   - 所属：プレモ在宅クリニック
   - 任命者：事務部長
2. 管理者（院長）
   当院全体の安全管理体制を確保し、必要な人員・体制・教育を整備する責任を負う。
3. 職員の責務
   すべての職員は医療安全の確保に努め、異常・事故・ヒヤリハット事例を速やかに報告する。

4. 報告体制および対応手順

1. 医療事故またはヒヤリハットを発見した職員は、速やかに医療安全管理責任者に報告する。
2. 医療安全管理責任者は、状況を確認し、再発防止策を検討・指示する。
3. 必要に応じて管理者（院長）へ報告し、行政機関等への報告を行う。
4. 事故報告・分析結果は職員間で共有し、改善策を徹底する。

5. 医療事故等の再発防止策

1. 定期的に発生事例の分析会議を開催し、原因の究明と改善策を策定する。
2. 改善策の実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行う。

6. 職員研修

1. 医療安全に関する職員研修を少なくとも年2回以上実施する。
2. 新規採用者には、採用時に医療安全研修を行い、指針の内容を周知する。
3. 研修記録は責任者が保管し、必要に応じて行政機関に提示できるようにする。

7. 安全管理に関する記録・保存

1. 医療事故報告書、ヒヤリハット報告書、再発防止策、研修記録等は、医療安全管理責任者が一元的に管理・保存する。
2. 保存期間は5年間とする。

8. 患者への情報提供

医療事故が発生した場合は、速やかに事実関係を患者および家族に説明し、誠実な対応に努める。

9. 本指針の見直し

法令の改正、行政機関の通知、または院内体制の変更に応じて、定期的に本指針を見直す。原則として年1回以上、または必要に応じて随時改訂する。

10. 附則

1. 本指針は、令和7年11月1日より施行する。
2. 本指針は、全職員に周知し、閲覧可能な場所に備え付ける。

2026年１１月１日　制定

医療法人おもと会　プレモ在宅クリニック　　院長